



相模原青色申告会からのお知らせ

減価償却資産の登録のご案内【予約制】

<新規・変更(購入・売却・廃棄等)>

＜対象者＞ 減価償却資産を新規に登録希望の方、又は変更（購入・売却・廃棄等）された方

＜持ち物＞ ○令和4年・5年分青色申告決算書控等（白色申告の方は収支内訳書）（ある方のみ）

○令和6年中に新たに減価償却資産の購入等をされた方は、
その明細（購入日・金額等）のわかる書類【注文書・請求書など】

当会では、会員の皆様の※¹減価償却資産（青色申告決算書3ページ目に記載する情報）の登録（任意）を当会のコンピューターにて無料で行っております。減価償却費の計算後、確定申告時期にお渡しいたしますので、皆様のお手間がかからなくなります。令和6年分減価償却費の計算後の用紙は、原則令和7年1月17日以降にお渡しできます（印刷代11円（税込）／1枚）。ぜひお早目に登録のご協力をお願いいたします。

※1 減価償却資産とは、事業用として購入した取得価格10万円以上の資産（建物・建物附属設備・工具器具備品・車両運搬具など）で使用可能期間が1年以上の物を指します。

（例）：建築した建物・給排水設備等・自動車・パソコンなど

減価償却資産を登録するメリット

- ①面倒な減価償却の計算から解放されます。
- ②減価償却制度の改正などに対応します。
- ③決算書の作成指導が短時間で済みます。
- ④計算ミスや記載間違いなどが軽減されます。
- ⑤原則として費用は用紙の印刷代のみです。

税理士による無料相談【予約制】

- ＜日時＞ 令和6年11月12日（火）午後1時30分～（1組30分程度）
- ＜会場＞ 青色会館2階（相模原市中央区中央3-11-5）
- ＜申込み＞ 相談日の1週間前までに電話にてお申し込みください
- ＜定員＞ 各日先着4名 《定員になり次第締め切ります》
- ＜相談内容＞ 相続税・贈与税・法人の設立・譲渡所得
・消費税など税務に関する個別相談
- ＜相談員＞ 本会 税理士部会会員
- ＜その他＞ 税理士関与されていない方が対象です



決算申告指導会・消費税申告指導会について

本年もインボイス制度の施行による消費税申告者の増加や指導員の減少により、決算申告指導会・消費税申告指導会の予約が非常に取りづらくなることが予想されます。

予約が取れなかった場合は、予約外でのご来局をお願い申し上げます。また、3月に入つてからの申告は大変混みあいます。そのため、比較的混雑していない、1月中の申告にご協力をお願い申し上げます。

指導員の増員には、より一層励んでまいりますので、会員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

消費税申告についてのお願い

本年も引き続き、消費税申告指導会の混雑が予想されます。

消費税の申告は年明けからの準備では間に合いませんので、今のうちに準備をしましょう。

つきましては、今回の配布物に同封してあります消費税集計表の記入をお願い申し上げます。会計ソフトをご利用の方は、最新のバージョンを利用し、消費税率の区分をしっかり区別し入力してください。

不明点等ある方は、遅くとも記帳確認指導会までにご相談をお願い申し上げます。

やよい（会計ソフト）について

令和6年分の消費税の申告をされる方は、最新のやよいの青色申告（会計ソフト）のソフトおよびバージョンをご使用ください。

また上記以外の方も、会計ソフトは可能な限り最新のソフトおよびバージョンを利用することをおすすめいたします。

電話対応について

指導会開催中は来館者の接客対応を優先しているため、電話がつながりにくくなっています。また、電話でのご相談は行っておりません。

皆様には、ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

青年部員募集！

相模原青色申告会の青年部は、経営や税制の研究、趣味やスポーツを通じて部員同士の親睦、人間形成によって、社会に目を向けた優れた後継者を育成することを目的とした部活動を行っています。異業種の集まりで、仕事上の情報交換などに役立てると存じます。55歳以下の会員や専従者の皆さんまでご興味のある方は、是非ご入部ください。部費は無料です。